

和解について（環境局関係）

次のとおり和解をする。

1 相手方及び事件概要

相手方	事件概要
関西電力株式会社	本市及び相手方は、平成25年3月29日に、環境局平野工場ほか2工場について、本市がこれらの工場内に設置している発電設備から発生した電気を平成31年3月31日まで相手方に供給し、相手方が当該電気の供給を受けること等を内容とする契約（以下「本件各契約」という。）をそれぞれ締結したが、本市が当該電気の供給を受ける者を一般競争入札により選定することにしたことに伴い、契約期間の満了前に本件各契約を解約し、本市が相手方に対し、和解金を支払うことで和解をするもの

2 和解の要旨

本市及び相手方は、平成26年3月31日をもって本件各契約を解約し、本市が相手方に対し、下記の表施設欄記載の工場に係る本件各契約の解約により生じる損害金として、それぞれ同表の和解金欄記載の金員を支払う。

施設	和解金
環境局平野工場	195,542,020円
環境局東淀工場	118,490,930円
環境局舞洲工場	235,264,160円

平成25年 9 月 10 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

環境局平野工場ほか 2 工場において発生した電気の供給契約の解約及びこれに伴う損害賠償について、和解をするため、この案を提出する次第である。